

環 廃 第 290 号  
令 和 4 年 7 月 1 日

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会長 様

静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課長

静岡県盛土等の規制に関する条例の施行に伴う留意事項について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律が適用となる行為等においては、基本的に静岡県盛土等の規制に関する条例（以下「盛土条例」という。）における許可は不要ですが、処理業者等が盛土条例の適用となる例について、下記のとおり整理しましたので、貴会会員への周知をお願いします。

#### 記

- ・ 土木資材製造の副資材に使用するために、有価物たる土砂等を保管する場合
  - ・ 最終処分場の埋立地外に覆土用の土砂を保管する場合
  - ・ 有価物となった処理後物（※）を資材置き場等に保管する場合
- ※盛土条例第2条における盛土等に該当するがれき類の破碎後物や土木資材製造処分後の改良土等

担 当 産業廃棄物班  
電話番号 054-221-2423

<参考>盛土条例等抜粋

静岡県盛土等の規制に関する条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 盛土等 盛土、埋立てその他の土地への土砂等の堆積をいう。
- (2) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物、改良土並びに再生土をいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物及び土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項に規定する汚染土壌を除く。
- (3) 改良土 土砂をセメント、石灰その他の物により安定処理した物をいう。
- (4) 再生土 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物（建設工事により生じた汚泥その他規則で定めるものに限る。）の脱水、乾燥その他規則で定める処理により生じた物であって土砂と同様の形状のものをいう。
- (5) 盛土等区域 盛土等を行う土地の区域をいう。
- (6) 土砂等を発生させる者 建設工事の発注者又は請負人であってその建設工事により土砂等（改良土及び再生土を除く。第5条第1項において同じ。）を発生させるもの及び改良土又は再生土の製造者をいう。

第8条 何人も、土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならない。ただし、次に掲げる盛土等については、この限りでない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可、同法第9条第1項に規定する変更の許可若しくは同法第9条の3第1項の規定による届出に係る一般廃棄物の最終処分場において行う盛土等又は同法第15条第1項の許可若しくは同法第15条の2の6第1項に規定する変更の許可に係る産業廃棄物の最終処分場において行う盛土等

(盛土等の許可)

第9条 盛土等を行おうとする者は、盛土等区域ごとに、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる盛土等については、この限りでない。

(1)～(3)略

- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可若しくは同法第9条第1項に規定する変更の許可に係る一般廃棄物の最終処分場において行う盛土等又は同法第15条第1項の許可若しくは同法第15条の2の6第1項に規定する変更の許可に係る産業廃棄物の最終処分場において行う盛土等

## 静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則

第2条 条例第2条第4号に規定する規則で定める産業廃棄物は、次に掲げる産業廃棄物とする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項第1号の燃え殻
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項第1号の汚泥のうち、浄水処理に伴って生じた汚泥その他の無機性の汚泥
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第7号のガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第8号の鋳さい
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第9号の工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第12号のばいじん
- (7) その他知事が別に定める産業廃棄物

第3条 条例第2条第4号の規則で定める処理は、固化、凝集、破砕その他知事が認める処理とする。